

公益財団法人愛媛県国際交流協会 外国人生活相談員（非常勤職員、週3日勤務）募集のお知らせ

外国人生活相談員（非常勤職員）を次のとおり募集します。

1 採用予定人員 1人

2 勤務条件

- (1) 勤務場所 愛媛県国際交流センター（松山市道後一万1番1号）
- (2) 雇用期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日まで
勤務成績が良好な場合は、更新します。
（1年以内、4回まで。ただし、4回の更新後、特に適当と認める場合はさらに更新することがあります。）
※希望により、年度内に雇用を開始することがあります。
- (3) 勤務日 週3日（月曜日から土曜日までのうち、あらかじめ指定する日）
※土曜日勤務の月が年6ヶ月程度あります。
- (4) 勤務時間 9時00分から17時00分まで
（休憩時間：12時00分から13時00分まで、1日7時間）
- (5) 報酬月額 101,031円（規定に基づき、通勤手当、期末手当及び超過勤務手当相当額が別途支給されます。）
- (6) 社会保険 雇用保険・労災保険に加入します（社会保険なし）。
- (7) その他 年次有給休暇等は、愛媛県の会計年度任用職員に準じます。

3 業務内容

- (1) 在県外国人に対する生活相談
- (2) 在県外国人支援ネットワーク会議の運営及び関係機関との連絡調整
- (3) その他外国人に対する各種情報の提供（行政文書の翻訳含む）

4 応募資格

次の(1)～(5)の条件全てを満たす方

- (1) 心身ともに健康であり、誠実に職務を遂行できる方
- (2) パソコンの基本的な操作（インターネット、電子メール、エクセル、ワード等）が可能で、資料作成等の事務手続きを行える方
- (3) 語学力（英語もしくはベトナム語）を有する方（次のいずれかに該当する方）
 - （日本語を母語とする方）
 - ア 文部科学省認定実用英語技能検定試験1級又は他の英語能力試験において、これと同等若しくは同等以上の能力があると認められること。
 - イ 高等学校又は中学校の英語教員免許（英語）を有すること。
 - ウ ベトナム語についての能力が上記アもしくはイと同等程度と認められること。
 - エ 英語もしくはベトナム語が公用語として認められている国又は主要言語の一つとして用いられている国での留学経験又は生活経験を1年以上有すること。
 - （日本語を母語としない方）
 - オ 日本語を母語としない場合、日本語能力試験N1程度の日本語能力を有すること。

- (4) 国際交流に関する識見を有する方（次のいずれかに該当する方）
- ア 国又は地方公共団体若しくは国際交流若しくは国際協力の推進を主たる目的とする団体において、3年以上国際交流又は国際協力の業務に従事した経験を有すること。
 - イ 海外体験や国際ボランティア活動等により国際交流又は国際協力に高い識見を有すると認められること。
- (5) 外国籍である場合、外国人登録法に基づく登録があり、出入国管理及び難民認定法に基づく就労可能な在留資格と在留期間を有すること。

※次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5 応募方法

次の書類を下記応募先へ提出してください。

(1) 履歴書

市販の用紙（A4判又はA3判・二つ折り）を使用し、最近6か月以内に撮影した写真を添付してください。

(2) 自己PR書（日本語800字以内及び英語もしくはベトナム語。様式あり（協会HPからダウンロード））

(3) 「4 応募資格」(3)のアまたはイに該当する方は、その資格免許の写し

(4) ハローワーク紹介状（求人番号 38010-1068221）

※別途週4日勤務の外国人生活相談員を募集しています。求人番号は、勤務日数により異なりますので、ご注意ください。

※応募書類に記載されている個人情報、採用以外の目的に使用することはありません。

6 応募期限

令和4年1月21日（金）17時15分まで

（郵送の場合は、期限までに必ず到着するようにしてください。）

7 選考方法等

(1) 書類審査

(2) 面接（於：愛媛県国際交流センター（松山市道後一万1番1号））

書類審査のうえ、面接を行います。面接において、語学力の確認を行います。

面接は、令和4年1月下旬から2月上旬を予定しています。（詳細は後日お知らせします。）

※当日欠席される場合、応募を辞退したものとみなしますのでご注意ください。

8 選考結果

選考結果については、書面により本人に通知します。(採用者以外の応募書類については、返却します。)

合格決定後、応募資格を欠くこととなった場合、又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

10 応募・問合せ先

公益財団法人愛媛県国際交流協会

〒790-0844 松山市道後一万1番1号

TEL: 089-917-5678 FAX: 089-917-5670

Email: saiyou@epic.or.jp